

食品安全委員会（第1003回会合）議事次第

1. 日時及び場所

令和7年11月11日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

山本茂貴（委員長）
浅野哲（委員長代理 第一順位）
祖父江友孝（委員長代理 第二順位）
頭金正博（委員長代理 第三順位）
小島登貴子
杉山久仁子
松永和紀

3. 議事

（1）令和6年食中毒発生状況の概要報告
（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・飼料添加物 1案件

（農林水産省からの説明）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の改正

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1案件

（農林水産省からの説明）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）の改正

・遺伝子組換え食品等 3品目

（農林水産省からの説明）

Trichoderma reesei RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ

(消費者庁からの説明)
SGR5 株を利用して生産された 2'-フコシルラクトース
STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド

- (4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NT106 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- (5) その他